

○糸魚川市地域づくり活動支援事業補助金交付要綱

平成24年 9 月27日

告示第216号

改正 平成25年 3 月25日告示第54号

平成25年 5 月13日告示第131号

平成27年 3 月23日告示第56号

平成30年 3 月22日告示第40号

令和 3 年 3 月31日告示第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、過疎化及び高齢化の進行に伴い、維持が困難になってきている地域コミュニティを強化し、身近な地域課題の解決を目的として実施する住民による自主的かつ主体的な活動（以下「地域づくり活動」という。）を促進するため、その経費に対し補助するものとし、その交付に関しては、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域づくり協議会 次の要件を満たし、継続的に地域づくり活動を行う団体という。

ア 地区公民館の所管する区域（以下「地区」という。）を主な活動区域とし、地区内の自治組織、各種団体、個人等で構成されていること。ただし、市長が特に認めた場合は、地区を分割することができる。

イ 地区住民が地域づくりに関する活動に自由に参加することができること。

ウ 組織、会議、役員選任、会計等について規約を定め、適正な運営を行うことができること。

(2) 地域づくりプラン 地域づくり協議会（以下「協議会」という。）が主体となって策定する地域づくりの基本となる計画で、次の項目について記載されているものをいう。

- ア 地区の現状及び課題
- イ 地区の将来像及び目標
- ウ 計画期間
- エ 地域づくりの方針及び方策
- オ 事業計画
- カ 収支予算
- キ その他参考となる事項

(協議会の役割)

第3条 協議会は、第1条に規定する目的を達成するため、第5条の事業に取り組む。

(市の役割)

第4条 市は、住民による地域づくり活動及び地域コミュニティの充実を促すとともに、これを支援する。

(交付対象事業)

第5条 交付の対象となる事業は、次に掲げる事業のうち、公益性を有し、第1条の趣旨に即した事業とする。

- (1) 地域づくりプラン策定事業 地域づくりプランの策定に係るもの
- (2) 地域づくりプラン実現事業 地域づくりプランに掲載された事業の実施に係るもの
- (3) 地域づくり協議会活動事業 前号に規定する事業の実施後に、地域づくりの第2ステージとして地域づくりプランの見直しを図り、公的要素の高い事業の実施に係るもの

2 前項の場合において、次に掲げる事業については、対象外とする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められる事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付対象事業として適当でないと認めた事業

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、前条の事業に取り組む協議会とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第5条の事業実施にかかる経費から次に掲げる経費を除いたものとする。

- (1) 協議会の構成員に対する人件費
- (2) 食糧費。ただし、事業実施に当たり必要不可欠なものは、対象とする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助対象として適当でないと認めた経費

2 第5条の事業実施にかかる経費の財源として、国、県その他の団体から助成等を受けている場合は、補助対象経費から当該助成額等を除く。

（補助率）

第8条 補助対象経費に係る補助率は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域づくりプラン策定事業 100分の100
- (2) 地域づくりプラン実現事業 事業の効果、公共性、公益性等により、次に掲げるとおりとする。

ア 事業の効果、公共性、公益性等が高いもの 100分の100以内

イ 人材の育成に係るもの 100分の70以内

ウ ア及びイ以外のもの 100分の50未満

- (3) 地域づくり協議会活動事業

ア 地域振興を目的とした事業の実施に係るもの 100分の75

イ 防災、健康又は福祉を目的とした事業の実施に係るもの 100分の100

2 前項第2号の事業に係る補助率については、同号の規定によるほか、第14条に規定する地域づくりプラン審査委員会（以下「委員会」という。）の委員による協議により決定する。

（補助限度額）

第9条 第2条第1号ア（ただし書を除く。）に規定する地区における補助限度額については、次の表に定めるとおりとする。ただし、地域づくりプラン策定事業にかかる補助限度額については、1協議会当たりの額とし、地域づくりプラン実現事業にかかる補助限度額については、1協議会当たりの単年度の額とする。

事業区分	補助限度額
地域づくりプラン策定事業	(1) 世帯数2,000世帯未満の地区 300,000円
	(2) 世帯数2,000世帯以上の地区 500,000円

地域づくりプラン実現事業	次の(1)から(3)までの金額を合算した額とする。 (1) 均等割 1地区当たり200,000円。 (2) 人口割 1人当たり300円（算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） (3) 高齢化加算は、高齢化率40パーセント以上45パーセント未満の地区にあつては20,000円、45パーセント以上50パーセント未満の地区にあつては40,000円、50パーセント以上の地区にあつては60,000円を加算する。
地域づくり協議会活動事業	前条第1項第3号アに規定する事業及び同号イに規定する事業それぞれの区分ごとに、次の(1)から(3)までの金額を合算した額とし、150,000円を上限とする。ただし、(1)から(3)までの金額を合算した額が50,000円以下であるときは、50,000円とする (1) 均等割 1地区当たり20,000円 (2) 人口割 1人当たり30円（算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） (3) 高齢化加算は、高齢化率40パーセント以上45パーセント未満の地区にあつては2,000円、45パーセント以上50パーセント未満の地区にあつては4,000円、50パーセント以上の地区にあつては6,000円を加算する。

2 第2条第1号アのただし書に規定する地区における補助限度額については、次の表に定めるとおりとする。ただし、地域づくりプラン実現事業にかかる補助限度額については、1協議会当たりの単年度の額とする。

事業区分	補助限度額
地域づくりプラン策定事業	1協議会当たり150,000円
地域づくりプラン実現事業	次の(1)から(3)までの金額を合算した額とする。 (1) 均等割 200,000円を分割後の地区の数で除した額（算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と50,000円のいずれか高い額とする。

	(2) 人口割 1人当たり300円（算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） (3) 高齢化加算は、高齢化率40パーセント以上45パーセント未満の地区にあつては10,000円、45パーセント以上50パーセント未満の地区にあつては20,000円、50パーセント以上の地区にあつては30,000円を加算する。
地域づくり協議会活動事業	前条第1項第3号アに規定する事業及び同号イに規定する事業それぞれの区分ごとに、次の(1)から(3)までの金額を合算した額とし、150,000円を上限とする。ただし、(1)から(3)までの金額を合算した額が50,000円以下であるときは、50,000円とする。 (1) 均等割 20,000円を分割後の地区の数で除した額（算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と5,000円のいずれか高い額とする。 (2) 人口割 1人当たり30円（算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） (3) 高齢化加算は、高齢化率40パーセント以上45パーセント未満の地区にあつては1,000円、45パーセント以上50パーセント未満の地区にあつては2,000円、50パーセント以上の地区にあつては3,000円を加算する。

3 前2項に規定する世帯数、人口及び高齢化率については、当該年度の4月1日現在の住民基本台帳に基づく数値とする。

（補助限度額の年度間調整）

第10条 前条第1項及び第2項に定める補助限度額のうち地域づくりプラン実現事業については、補助限度額の2分の1以内の額を地域づくりプランの計画期間内において年度間流用することができる。ただし、算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の算定方法)

第11条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域づくりプラン策定事業 補助対象経費の額。ただし、補助対象経費に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 地域づくりプラン実現事業 補助対象経費に第8条第1項第2号及び第2項の規定による補助率を乗じて得た額を合算した額とする。ただし、合算した算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (3) 地域づくり協議会活動事業 補助対象経費に第8条第1項第3号ア及びイに規定する補助率を乗じて得た額を合算した額とする。ただし、合算した算出額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事業の変更)

第12条 規則第4条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の事項を変更しようとするときは、事前に規則に規定する変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 団体の規約、代表者変更など組織に係る事項の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の変更
- (3) 事業の中止又は廃止

2 前項第3号の場合において、事業の中止又は廃止までに要した経費があっても、当該経費は、交付決定者の負担とする。ただし、気象条件、災害その他不測の事態により中止する場合であって、市長が補助の対象と認めたときは、この限りでない。

(地域づくり活動提案書の提出)

第13条 地域づくりプラン実現事業の補助金を受けようとする者（以下「提案者」という。）は、地域づくりプラン実現事業の交付申請書の提出前に、地域づくり活動（変更）提案書（様式第1号。以下「提案書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(審査委員会の設置及び役割)

第14条 市長は、前条の規定による提案書について審査するため、委員会を設置する。

2 委員会は、提案書に添付された地域づくりプラン（案）に記載の事業計画及び収支予算について、市長が別に定める審査基準により、補助対象経費、補助率、交付予定

額及び付すべき条件について審査する。

3 委員会は、前項の審査結果を市長に報告する。

4 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(審査結果)

第15条 市長は、委員会の審査結果を踏まえ、前条第2項に規定する審査項目について決定し、結果について地域づくり活動（変更）審査結果通知書（様式第2号）により提案者に通知する。

(提案書の変更)

第16条 提案者は、提案書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合は、前3条の規定を準用する。

(実績の報告)

第17条 交付決定者は、事業完了後速やかに規則に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 現金出納簿の写し
- (3) 補助対象事業費の証拠書類（契約書、受領書等の写し）
- (4) 効果報告書（実施及び完成写真を含む。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(準用)

第18条 地域づくりプラン実現事業及び地域づくり協議会活動事業の補助金の交付申請等の手続は、第12条及び前条の規定を準用する。

(補助金の交付)

第19条 市長は、前2条の規定による実績報告書の提出があった場合は、書類審査を行った上で補助金の額を確定し、交付する。

2 前項にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付決定額の全部又は一部を交付することができる。

(事業監査)

第20条 市長は、必要に応じて、補助対象事業の進捗状況及び経理状況について交付決定者に説明を求め、指示又は指導を行うことができる。

2 交付決定者は、前項による指示又は指導があったときには、誠実に対応し、これに従わなければならない。

(関係書類の保管)

第21条 交付決定者は、交付対象事業に係る関係書類を整理し、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(公表)

第22条 市長は、規則第4条の規定による交付を決定したときは、速やかに、交付決定者の名称、補助対象事業等について公表する。

2 交付決定者は、市が主催する活動報告会等において、補助対象事業の活動実績について発表する。

(活動の検証)

第23条 交付決定者は、補助対象事業の実施結果を検証し、翌年度以降の活動に反映させるものとする。

2 委員会は、交付決定者の育成と補助対象事業の今後の発展に資するため、第17条に規定する実績報告書の提出後に交付決定者に対し、必要な助言を行うことができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(適用区分)

3 第2条第1号アに規定する地区のうち青海地域については、平成24年10月1日から平成26年3月31日までの間は、次の表に定める地区を当該地区とする。

地区名	行政区
田沢地区	須沢、今村新田、八久保、田海、高畑

青海地区	寺地、名引、東町、西町、青海中央、青海大沢
歌外波地区	歌、外波
市振地区	市振、玉ノ木、上路

前 文（平成25年 3 月25日告示第54号）抄
平成25年 4 月 1 日から施行する。

前 文（平成25年 5 月13日告示第131号）抄
告示の日から施行する。

前 文（平成27年 3 月23日告示第56号）抄
告示の日から施行する。

前 文（平成30年 3 月22日告示第40号）抄
告示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日告示第79号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現にある改正前の様式については、当分の間、これを使用できるものとする。

様式第1号（第13条関係）

地域づくり活動(変更)提案書

年 月 日

糸魚川市長 様

(申込団体)

〒

所在地

協議会名

代表者名

印

連絡先

地域課題の解決及び活力ある地区を目指し、下記の地域づくり活動に取り組みたいため、関係書類を添えて提出いたします。

記

1 事業名 事業

2 交付申請予定額 円

3 計画期間
開始予定日 年 月 日
終了予定日 年 月 日

- 4 添付書類
- (1) 地域づくりプラン（案）
 - (2) 協議会の構成員名簿
 - (3) 協議会の規約

様式第2号（第14条、第15条関係）

年 月 日

様

糸魚川市長

地域づくり活動(変更)審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった地域づくり活動(変更)提案書について、糸魚川市地域づくり活動支援事業補助金交付要綱の定めるところにより下記のとおり通知します。

記

- 1 事業名 事業
- 2 交付予定額 円
- 3 審査委員会所見
- 4 その他
 - (1) 本通知書により事業の見直しが必要な場合は、事業計画等を変更して下さい。
 - (2) 補助金申請にあたっては、糸魚川市補助金等交付規則及び糸魚川市地域づくり活動支援事業補助金交付要綱をご確認ください。
 - (3) 本通知書は、審査結果の通知であり、地域づくりプラン実現事業の補助金の交付を決定するものではありません。

様式第 1 号（第13条関係）

様式第 2 号（第14条、第15条関係）